

Ⅱ 公民館運営の基本 —— 七つの原則 ——

1 自由と均等の原則

〔公民館は住民に自由に、そして、均等に開放されなければなりません。〕

民主主義の社会では、人間は誰でも自由に生きる権利をもっています。自由につどい、学習し、活動ができる権利があります。このことは、憲法第三章「国民の権利及び義務」ではっきりとうたわれている基本的人権です。したがって、地域の社会教育施設として存在している公民館は、当然のことながら住民の自由な学習、文化活動の権利を保障する働きをしなければなりません。さらに、教育基本法の理念と、社会教育法における公民館の役割を考え合わせると、まさに公民館が住民の学習・文化活動の自由を保障していくかなければならない役割が、明確になります。したがって、住民に自由に開かれた公民館の運営がたいせつであり、その自由が確実に守られるような条件整備が充分になされて、はじめて公民館の役割が果たせることになります。

次に、公民館は、すべての住民に差別なく均等に開放されなければなりません。憲法では、国民は等しく教育を受ける権利があることを規定し教育基本法・社会教育法は、国や地方公共団体の任務として、「あらゆる機会・あらゆる場所」を通して国民の文化的教養を高めるための環境をつくり出すように定めています。したがって、地域の公的機関である公民館は、住民のもつ学習・文化活動の権利を、差別することなく、均等に保障していくような条件整備を、つねにしていくことがたいせつです。どのようなサークルや団体でも、また個人でも平等に公民館が利用されていかなければなりません。まして団体の登録制や認定制によって使用制限がされてはなりません。

三鷹市、小平市、国立市、立川市、国分寺市などの公民館には、乳幼児を持つ若い母親たちの集会や学習を保障するための保育室を設置しています。これは、それなしでは公民館にこられなかった母親たちに、学習の機会を保障していることになるわけで、他の公民館でも、保育室をつくる努力がはじまっています。また、年令による不平等、不均等ができるだけ解消していく目的もあって、練馬区、小平市、八王子市などの公民館では、かなり前から老人対象の事業が開催されていますし、国分寺市公民館では、心身障害者学級卒業の青年たちを対象とした青年教室も試みられ始めました。

以上のように、住民が日本国民として持っている、学習、文化活動の自由と均等の権利を、公民館は施設の面でも事業の中でも、また、サークルや団体の活動のうえでも、充分に保障していく運営こそ、まず第一に重要な原則といえます。

2 無料の原則

〔公民館は、無料で住民に開放されなければなりません。〕

公民館が住民の自由な学習・文化活動の場であり、自由なたまり場として、差別なく均等に開放されるためには、公民館は無料でなければなりません。個人的な利用であろうと、サークルや団体の利用であろうと、また、講座や学級への参加であろうと、すべて無料でなければなりません。公民館は、憲法に規定されている教育を受ける権利、文化生活を営む権利、集会の自由の権利などを、住民が行使していくための施設であり、言いかえれば、住民自身の施設であります。したがって住民が公民館を無料で利用していくことは当然の権利であり、逆に使用料を納めることは、保障されているはずの権利に矛盾することになります。たとえば、現在急速に増えつつある小さなグループや財政力の弱いサークル等が公民館を利用する場合、使用料を納めることは、常時公民館を使用していくことになり、サークルやグループの活動の発展を阻害することになります。

戦後公民館の発足の理念は、住民が自分たちの荒廃した地域を復興し、民主化し、互いに力を合わせてよりよい郷土をつくるために、論談し、学習し、創造するための拠点ということでした。そして、住民の誰もが自由にあつまり、公民館の運営はいっさい住民によって行われるべきだという考え方によるものでした。したがって使用料をとることなどは、ありえないことでした。現在公民館は、教育機関として、市町村の設置する社会教育施設に位置づけられていますが、発足の理念は生かされなければなりません。

東京の公民館のほとんどは、まだ無料化されていらず、使用料の減免規定で、実質的な無料化の方法をとる努力をしているのが実情です。その中にあって、国立市公民館は、公民館使用規則で無料化をうたっていますし、小金井市では、条例の中から使用料規定を削除して、公民館の無料化を実施しています。

このように、住民にとって当然の権利である無料化の原則が、公民館運営の基本として守

利を、
保障

等
サ
け
利、
身
り、
え
る
動
て
二
行
・
；

られていかなければなりません。

3 学習文化機関としての独自性の原則

[公民館は、住民の学習文化機関としての独自性を持たなければなりません。]

公民館が住民のための社会教育機関として、自由で自主的な住民の学習、文化活動の拠点という役割を果たすためには、行政から独立して教育機関本来の独自性を持たなければなりません。社会教育行政の役割と、社会教育の機関である公民館の役割は、明確に区分されなければなりません。教育行政の役割は、教育基本法に示されているとおり、教育の条件整備にあり、住民の自由な学習、文化活動が、いつでも充分に行えるように、施設を整備したり、職員を配置したりすることが本務です。それにたいして、公民館は、住民が自由に集会したり、学習したりする権利を直接に保障していく教育機関です。

その自由や自主性がまもられるためには、公民館は行政からの独自性をもたなければなりません。

具体的には、第一に、行政からの命令、干渉をうけない館長の独自の権限が保たれなければなりません。第二には、公民館職員の職務の自立性の確立が必要です。直接住民とかかわり合って職務を進めるそれぞれの職員の意志が十分に生かされ、職員の主体性が保たれなければなりません。第三には、公民館運営審議会の重視です。公民館は、住民の意志により運営されなければならない以上、住民を真に代表するような運営審議会が構成され、その意見が十分尊重されるのが原則です。以上の三つを前提として、住民の学習・文化活動の自由が保障されていかなければなりません。住民の自主的なさまざまな活動が、差別なくいつでも保障されることとは、とりもなおさず憲法や教育基本法の理念が生かされることであります。

4 職員必置の原則

[公民館には、専任職員が必置されなければなりません。]

公民館が住民の学習・文化活動を充分に保障し、その内容を高め、多種多様な要求にこたえていくためには、そこに専門的な識見と意欲を持つ専任職員が、充分に配置されなければなりません。法律上からいっても公民館は教育機関として存在しているわけですから、単なる貸施設とことなって社会教育の事業を進めていかなければなりません。したがって、教育

機関の役割を確実に果たしていくことからも、専任職員の配置がぜひとも必要です。そうでないと、住民のさまざまな学習・文化活動を助け、その活動の発展段階における多様な要求にこたえていくことは不可能です。

公民館の職員について社会教育法の規定は、館長については必置、主事その他の職員については任意設置になっています。しかし、これまで公民館が、ともかくも社会教育の中心施設としての役割を果たしてきたという歴史的経過、経験の中で考えると、公民館主事こそ住民の要求を把握しながら、学習・文化活動を援助し、公民館事業を編成していくための要めとして、公民館に必要不可欠の職員といえます。

東京の公民館の1館あたりの職員数は、全国平均をかなり上回っており、立川市公民館のように、1館の職員数が13名も配置されているところもありますが、全体的にはまだまだ不充分です。その中でも、国分寺市、小平市、国立市、三鷹市、調布市などの職員態勢は、担当分野に専任できるようになっており、ほぼ10名の専任職員を配置しています。法律的には不備であっても、公民館運動の歴史の中で公民館主事をはじめとする職員の必置制が実質的につくり上げてきたといえるでしょう。

このように、それぞれの役割を専門的に担当できる職員配置が充分になされて、はじめて住民の学習・文化活動が保障されるわけです。職員の必置制こそは、公民館本来の役割を果たしていく決め手であり、運営上の必須条件といえましょう。

5 地域配置の原則

[公民館は、住民にとって身近な場所に配置されなければなりません。]

公民館が地域住民の自由なたまり場であるためには、いつでもそれほど時間をかけずに利用できるところになければなりません。住民が身近かに当面している問題を解決していく意味からも、地域にあたらしい連帯を育てていくためにも、できるだけ身近かな場所に公民館が設置されることが必要でしょう。近い場所にあるということは、よりもなおさず、ふだん着のままで老若男女差別なく利用できることになるわけで、住民の権利を平等に保障することにもつながります。

とくに、一人ぼっちの人が激増している東京のような大都市圏では一定の規模をもつ公民

館を地域に豊かに、たとえば中学校区に1館の割合で配置することが必要です。中学校区に1館ということは、平均10分から15分ぐらい歩けば、どれかの公民館にいけることになります。また、人口にして約2万人ぐらいの人口ごとに1館の配置になります。国立市公民館では、これまでの実践的経験から、対象人口を1館につき2万人とおさえた構想を打出しています。国分寺や小金井市では実際に同じような構想で複数の公民館の建設がすすんでいます。

住民のそれぞれの身近かなところに公民館が配置されることが、すなわち住民の学習・文化創造の権利を、できるだけ均等に保障していくことになるわけで、公民館設置の重要な原則といえましょう。

6 豊かな施設整備の原則

[公民館の施設は、住民の求めにそった豊かな内容のものでなければなりません。]

公民館を住民の身近かなところに配置することと同時に、その施設の中味は、住民の要求にそった使いやすい内容でなければなりません。学習や文化活動のための施設・設備が充分に整備されて、はじめて住民の権利が保障されたことになります。自由なたまり場としての気軽な雰囲気、集団活動のための部屋や備品の整備、学習活動に必要な資料や器具の用意、文化創造のための設備や装置、など。そして、それらの施設、設備が住民に自由に楽しく、いつでも利用できるような運営の工夫とあいまって、はじめて内容豊かな公民館ということができます。

東京の公民館施設は、全体としてまだまだ不充分で、市役所や町役場の古い建物を転用して、そのまま使っているところもあります。しかし、そのような状況も住民の要求の高まりとともに、しだいに改善される方向が出てきました。立川市公民館は改築によって近代的な施設に生まれ変りましたし、三鷹市では社会教育会館の名称ですが、多様な機能をもった公民館が建設されました。

7 住民参加の原則

[公民館は、住民の参加によって運営されなければなりません。]

公民館は、住民の意志によって運営されることが本来の理念です。憲法や教育基本法で保

障されている住民の権利からすれば、住民自身の施設として、住民による直接の運営がなされてよいのですが、現状では、公立公民館は区市町村が設置し、教育委員会が管理することになっているので、公民館職員が直接運営事務に当っています。しかし、本来の理念の通り、できるだけ住民の意志を反映した運営にするために、社会教育法によって、公民館運営審議会を必ず設置するように義務づけられています。運営審議会は、館長の諮問に応じて公民館の事業をはじめとする全体の運営について調査審議する機関ですから、できるだけ住民を公平に代表する形で審議会の委員が選任されれば、住民参加の制度として、大きな役割を果たすことができます。この公民館運営審議会を重視することが、まず、住民参加のだいじな基本です。

運営審議会のほかに、いろいろな形で住民が参加していくことが、住民要求としても高まってきたままでしたし、公民館自体としてもその方向があらためて問われつつあります。小金井市公民館では、公民館事業のための企画実行委員会を組織し、住民が事業計画に参加しています。小平市公民館では、公民館利用者懇談会という形で、住民の意見を取り入れています。また、国分寺市公民館では、講座を実施するさいに、その講座に関心をもつ住民と職員、必要に応じて講師予定者を加えて準備会を開き、内容を決定するという方式を試みています。

以上のはかにも、あらゆる形の住民参加が考えられますが、法律上制度化された公民館運営審議会と合わせて、いろいろな面での住民参加が、これから公民館運営における重要な課題といえましょう。